障害者雇用の進め方のご案内

「企業向けチーム支援」を活用して、ともにすすもう

企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて「ともにすすむ」という思いをこめて、キャラクターの愛称を「もにす」と名付けました。



企業向けチーム支援
実施体制

「企業向けチーム支援」とは、企業ごとの障害者雇用の状況及びニーズ等を把握するとともに、これに合わせてハローワークと就労支援機関が連携体制を構築し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援を計画的に行うものです。

ハローワーク
地方自治体
就労支援機関
障害者就業・生活支援センター
地域障害者職業センター

支援計画

企業の課題や必要な支援を明らかにするため、障害者雇用に関する理解度や意欲、障害者を雇用する時期、障害者雇用率達成を目指す時期、支援内容、支援期間について、把握・検討します。

準備段階	採用活動	採用後
○障害者の雇用に関する制度の理解支援 ○障害特性、配慮等の理解支援 ○職場実習の受け入れ ○就労移行支援事業所や特別支援学校の見学	○業務の切り出し支援 ○障害者ニーズに合った求人票作成のアドバイス ○求人にマッチする障害者の紹介 ○ミニ面接会の開催	○職場定着支援 ○ジョブコーチ等の活用案内 ○雇用管理セミナー ○各種助成金制度の活用支援

「企業向けチーム支援」をご利用いただく場合は、県内各ハローワークへご連絡ください。企業様の障害者雇用における課題や不安をお聴きし、支援体制や支援方法を検討、企業様と打合せを行いながら進めて参ります。

お問い合わせ

ハローワーク佐賀　(0952-41-9303)、ハローワーク唐津　(0955-72-8609)
ハローワーク武雄　(0954-22-4155)、ハローワーク伊万里　(0955-23-2131)
ハローワーク鳥栖　(0942-82-3108)、ハローワーク鹿島　(0954-62-4168)

厚生労働省　佐賀労働局・ハローワーク

LL080915S
LB

～誰もが自分らしく、安心して働ける社会を目指して～



こんなお悩みはありませんか？ CHECK☑

危険を伴うので障害者は雇えない

障害者にお願いできる仕事がない

障害者を雇ったことがないので不安

身体障害の人以外は想像ができない

まずは、職務内容の選定が必要です

仕事の切り出し

仕事の分解

○どんな業務があるのか全て洗い出す。
○分解可能な単位の作業まで細かく分ける。

仕事の組立

○障害のある人の特性に合った仕事（量）を想定する。

POINT

○新卒者や新入社員に任せるイメージで考えてみる。
○全ての部署で業務を洗い出す。社内の一部署や人事担当者のみで抱えない。
○自身で判断しなければならない要素が少ない仕事を考える。
○いつかやりたいができていない仕事、残業が多くて困っている仕事がある。
○清掃等の業務委託を自社雇用に切り替える。
○委託契約には含まれない部分を任せる。

オススメ

障害者雇用事例リファレンスサービスサイト

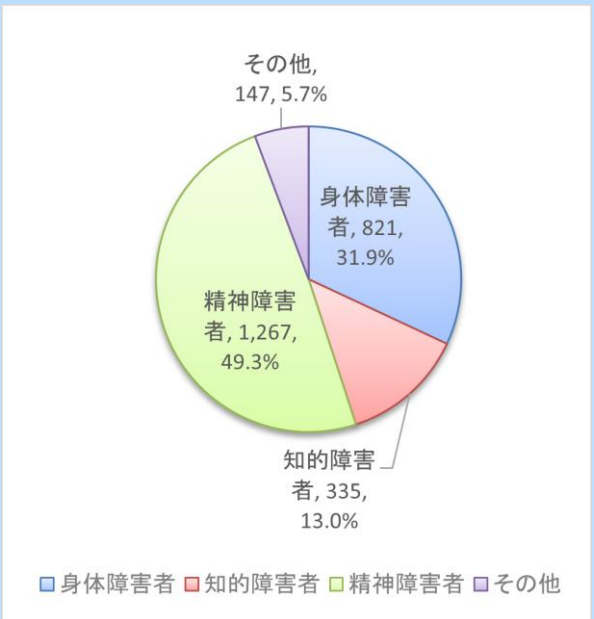
障害者雇用に関する事例がたくさん！

障害者　リファレンス　検索

県内ハローワークに登録する障害者のうち49.3％は精神障害の方です（R7年度）

身体障害者	821人
知的障害者	335人
精神障害者	1,267人
その他の障害者	147人

※「その他の障害者」とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等を保有しない者であって、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患等により、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者である。



厚生労働省　佐賀労働局・ハローワーク

LL080915SLB